

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月3日(金)午前9時30分から午前10時19分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(12人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 5番 小澤 さよみ
宇治 元一

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出について
(2)専決事項

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

秋雨の前線があり足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございました。お盆の8月14日、15日の町内における豪雨災害におきましては、農地あるいは農業用施設等も大きな被害を受けましたし、岡谷市においては町内の3名の方が尊い命を奪われたということで、本当に大変な災害となっているところでございます。当課におきましての担当しております農地、農業用施設等につきまして、応急復旧等に努めると共に、今測量等も入りながら、10月末、11月に行われる国の査定等に向けて準備をしているところであります。また、農業委員会の皆様におかれましては、1日から農地パトロールということで、大変ありがとうございます。まだまだ続くわけでありましてけれども、よろしくお願ひいたします。

本日の会議でございましてけれども、新型コロナウイルスの感染レベルの拡大範囲が5ということで、町主催の会議等については中止あるいは延期とさせていただいているわけでありましてけれども、当委員会の会についてはwebまたは直接の会議ということで、県から指令がございまして開催をさせていただいたところでございます。概ね1時間以内には会議が終了するようということで、進行をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

本日欠席の方でございましてけれども、小澤委員、宇治委員でございまして。小澤委員さんにつきましては、(事情の説明)ということで、欠席でございまして。こちらにつきましては、慶弔規程がないわけでありましてけれども、町の議会の慶弔規程に準じまして、委員会からまた香典をお渡しすることになっておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。それでは、開会を新村職務代理よろしくお願ひいたします。

(開会)

<新村職務代理>

皆さん、おはようございます。9月に入りまして、秋の農作業が始まりました。大変お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から、辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、おはようございます。今、課長の方から話がありましたけれども、農地パトロールということで、17日まで皆様のご協力を得て、無事パトロールを行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それと、稲作の方も、ここへきて天気が悪いわけでありましてけれども、新しい品種等が出まして、もう刈り取りを行った所もあります。また、あきたこまちにつきましては、7日の頃から行う

ということが報告されております。今日の新聞等に、秋の味覚の松茸が出ており、今年は豊作なら良いなと祈るところであります。今日の古村委員からの回覧で、えごまの花も咲いたということでもあります。また、この秋に災害がないことを祈りまして、会議を進行させていただきます。大変どうもご苦労様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

7番の中村委員さんと3番の瀬戸委員さん、よろしくお願ひいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願ひします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～3番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字平出…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字平出…番…、地目は畑、面積101㎡を、

大字赤羽…番地…にお住まいの…さんが取得するものです。

譲渡人のAさんは今後も耕作の予定がなく、Bさんが申請地を取得し、耕作をされるということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は93アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、新村職務代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村職務代理>

説明させていただきます。8月17日にCのBさんと古村委員と私の3人で立ち会いを行いました。この土地は、(場所の説明)にありまして、境の杭はしっかり確認ができました。Bさんがここに来て、畑として使用するということですので、問題ないと思いますけれども、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

<福島会長>

この件につきましては、ご意見・質問等がありましたらお願ひします。無いようでしたら賛成の方は挙

手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪…番地……にお住いのDさんが所有いたします、

大字横川字下飯沼沢…番…、地目は畑、面積143㎡および、

大字横川字下飯沼沢…番…、地目は畑、面積152㎡を、

大字横川…番地…にお住まいのEさんが取得するものです。

譲渡人のDさんは町外にお住まいで、耕作の予定がないことから、申請地の隣接地にお住まいのEさんが取得し、利便性のよい申請地を取得し経営の拡大をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は81アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<一ノ瀬委員>

今、ご説明いただきましたE様の土地は2ページでございます。8月18日にE様、私と根橋推進委員とそれからF不動産さんとの立ち会いで確認をいたしました。境等は全て問題ないんですが、昨日事務局の方から………について、砂利が敷いてあり、農地としてはおかしいのではないかというご指摘をいただきました。それにつきまして、E様の方に確認に行って、現況農地に戻す砂利の撤去について指導をさせていただきました。それについて、すぐにはできないけれども撤去して農地として復旧をするという確約は取りましたが、ちょっと私もご指摘をいただいたのは初めてだったものですから、ちょっとよく分からなかったので、一応譲受人のE様からはその様にご承諾を受けさせていただきました。原状復帰がなされていない、できているのか、その後の経過観察をしなければいけないのか、そこら辺のところは私には分かりませんが、一応E様の確約は取りましたということをご報告させていただきたいと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字辰野…番地…にお住いの G さんが所有いたします、
大字横川字門前…番、地目は田、面積2247㎡および、
大字横川字門前…番、地目は田、面積2846㎡を、
大字赤羽…番地…にお住いの H さんが取得するものです。

譲渡人の G さんは相続で取得しましたが、耕作の予定がないことから、申請地を既に貸借にて耕作されていた H さんが取得し、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は3963アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<一ノ瀬委員>

ご説明させていただきます。8月13日に譲受人の H さんと私と根橋推進委員と3人で現地を確認させていただきました。きちんと境もありますし、今後農業として耕作をするということですので、特に問題はないかと思っておりますのでご報告をさせていただきます。以上です。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番～4番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

埼玉県北足立郡伊奈町内宿台…丁目…番地にお住いの A さんが所有いたします、
大字伊那富字久保田…番…、地目は畑、面積115㎡を、

大字伊那富…番地…にお住いの B さんが取得し、駐車場を新設するための申請であります。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者の C さんは、駐車場として平成5年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、事業をされる前にお亡くなりになり、計画は断念しておりました。今回は継承者である B さんが C さんの相続人である A さんより取得し、3台分の駐車場としたい計画であります。

B さんのご自宅は申請地から20mほど東側にあり、自家用車の駐車スペースがなく、近隣で借りていましたが、今回申請地を取得し、自家用車3台分の駐車場としたいということです。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がり
のない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、利便性
の良い申請地が最適であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

今ご説明いただいた所ですけれども、8月4日に小澤委員、それから Bさんと確認をしております。
現在は農地になっておりますけれども、駐車場として非常に利便性が良いので使いたいということ
で確認をしております。特に問題ないと思われれます。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙
手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいの Dさんが所有いたします、

大字伊那富字日影…番…、地目は畑、面積373㎡を、

大字伊那富…番地……号にお住いの Eさんが借り受け、住宅を新築するための申請であります。
借受人の Eさんは貸付人の Dさんと親子であり、現在町内の社宅で生活していますが、手狭にな
ったことから、父所有の農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がり
のない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、周辺の
環境等、申請地が最適であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件についてご報告いたします。8月11日に福島会長、私、それと行政書士の Fさんと3名で
現地で立ち会いをしました。場所は、先ほども事務局からご案内がありましたが、北側が大型河川
の山林地ということ。境界については、今年の7月に G 土地調査士が入りまして、正確に測量
されており、北側には4.5mの町道、東側は Dさん、親の方の畑、南側も同じく畑、西側は水路とい
う形でありました。また、ここは住宅地の中の一角でありますので上下水道はあります。なお、ちょっ
とここは私も初めての経験なんです、遺跡調査事前実施が必要な所ということで、これについて

は町の方に届出があつて、それをしてから工事に入るといふことの様でございます。以上、報告終わります。よろしくご審議ください。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は戻りまして1ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字平出…番地にお住まいのHさんが所有いたします、

大字平出…番…、地目は田、面積855㎡を、

大字赤羽…番地…にお住まいのIさんが取得し、宅地分譲をするための申請でございます。

譲渡人のHさんは耕作予定もないことから、農地の有効活用を考えておられました。

譲受人のIさんは、宅地建物取引業者の免許を有する宅建業を営んでおります。申請地は利便性の良い場所であることから、申請地を取得し、3区画の分譲地にする計画であります。

申請地は準工業地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、新村職務代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村職務代理>

説明させていただきます。8月17日に先ほどの3条でやりました様に平出…と一緒にJのIさんと古村推進委員、私の3人で立ち会いを行いました。この土地は、先ほどの3条の…とくっついている様に見えますけれど、この間に結構広い川が流れていますので一緒にするわけにはいかないということでありました。それで、境ははっきりしてましたし、周りが住宅や会社に囲まれた土地でありますので、Jが購入して宅地造成するということですが、問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

伊那市福島…番地…にお住いのKさんが所有いたします、

南平…番…、地目は畑、面積249㎡を、

大字伊那富…番地…にお住いのLさんが取得し、通路用地とするための申請であります。

譲受人のLさんは、現在町内のアパートで生活していますが、近々申請地に隣接する実家に移転する予定であります。現状では駐車スペースが不足するため、申請地を取得し、自家用車2台分の駐車場と、宅地への通路用地としたい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、M及びNがありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

こちらは農振農用地でありましたが、令和3年7月9日付けで農振除外の公告が済んでおります。

また、申請地はO土地改良区と、賃借中であるPからの同意書もいただいております。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件についてご報告いたします。先ほど事務局からご報告があった通りであります。8月18日に福島会長、私、それと担当しておりますQ行政書士の3名で現地の立ち会いをしました。今、事務局から説明があった通り、地図でも分かりますように、自宅裏にLさんの住宅を建てるということで、そのための進入路及び駐車場ということで今回の案件が出て参りました。この件についての現地の状況ですが、境界は明確になっておりますし、進入するための手前の道路の道幅は5m、またここは住宅がありますので上下水道も完備されております。隣、周辺は、報告がありましたけれども、Pにて今現在はキャベツ等を栽培しておりますが、特に耕作への問題はないかということで、確認ができております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計2件、2筆、面積は3,398㎡、詳細は議案書の8ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計4件、議案書の9ページの通りであります。
- (2) 専決事項について、8月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から8月12日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付しております。

報告事項は以上でございます。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について(赤羽事務局長) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○第6回長野県農業委員会大会における要請決議(素案)の検討について(事務局 小松)
→毎年この時期にお願いしているが、配布資料をご覧いただき、ご意見等がある場合は9月17日までに事務局へ報告書を提出していただきたい。

○農業者年金加入推進ニュース No.5の配布について(事務局 小松)
→配布資料に基づき説明。辰野町の令和3年度目標数は1名(20～39歳)となっており、加入推進対象者は現時点で8名。担当地区委員の方には、今後戸別訪問等のご協力を依頼させていただく予定のため、ご協力をお願いしたい。また、お知り合いの方等で加入資格がある方にはお声掛けをお願いしたい。

○町への意見書の提出に係るアンケートについて(事務局 小松)
→農業委員会法第38条の取組み(関係行政機関等に対する意見の提出)として、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」に関する施策の改善についての「具体的な意見を提出しなければならない」こととなっている。辰野町では、前委員会体制の最終年度である平成30年度に町への意見書を提出して以来となるが、今年度は現委員会体制の最終年度となるため、これまでの委員会活動を振り返り、配布したアンケート用紙に町の農業施策に関するご意見等をご記入いただきたい。事務局で取りまとめて、12月頃に町長宛てに意見書を提出したいと考えて

いる。アンケート用紙は、来月の総会時に提出をお願いしたい。

○農地相談活動等の情報共有について(赤羽事務局長)

→今回は事務局で3件伺っている。1件目は、立地的にも良い場所であり、譲り受けてくださる方がいらっしゃれば、ぜひご紹介いただきたい。3件目は、本日委員の方に情報提供し、これから活動していただく依頼をするところである。詳細は資料の通り。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について ※古村推進委員長より

→先ほど回覧して見ていただいた通り、鎮大神社の下の方はだいたい草丈が 50～70 cm位で、何とか少しは収穫があるのではないかと思う。今朝見て気が付いたが、早いものはかなりもう穂が大きくなっているのがある。生育に結構バラつきがある。例年通りであれば、10月10日前位には刈り取りの作業をしたいと思う。去年は天候の加減もあったが遅れた。今年は早めにやりたいと思うのでよろしくをお願いしたい。刈り取りまで作業予定はない。

○農業委員会研修旅行について(旅行委員長 中村委員、赤羽事務局長)

→前月総会の開催通知と併せて送付した資料を基に、候補①～③コースの中から多数決により③に決定。新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、実施判断をしていく予定。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:10月5日(火) 午前9時30分から 役場第6会議室

(閉会)

どうもご審議ありがとうございました。農地パトロールやそれから秋の穫り入れの作業等、忙しくなりますけれども、体に気をつけていただきたいと思います。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印